

## 岡南飛行場医療救護活動に関する協定

岡山県岡南飛行場管理事務所（以下「甲」という。）と独立行政法人 労働者健康安全機構 岡山労災病院（以下「乙」という。）は、岡南飛行場及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、岡南飛行場及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲と乙が協力して医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、岡南飛行場及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対してその内容を通知するとともに、医療救護活動の協力要請を行うものとする。

### （協力体制）

第3条 乙は、甲から医療救護活動の協力要請があった場合、治療、検査、処置、助言など、必要な措置について病状及び入院病床を鑑みて可能な範囲で対応する。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成29年5月29日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

### （訓練）

第5条 甲は、医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じて訓練の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の双方で協議の上決定する。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年5月29日

甲 岡山県  
岡南飛行場管理事務所  
所長 古林 淳 至



乙 独立行政法人 労働者健康安全機構  
岡山労災病院  
病院長 三好 新一 郎

